

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-6
消費者対策の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

商工政策課長 田中 麻里

電話番号

0852-22-5286

事務事業の名称	計量検定検査事務	
目的	(1) 対象	計量器を使用する事業所を利用する人
	(2) 意図	適正な計量結果が得られるようにする
事業概要	適正な計量の実施を確保するため、計量器の修理・販売事業者等計量関係事業者を指導・監督し、並びに県内各事業所において取引・証明に使用される計量器の検定・検査により正確な計量器の供給を図る。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	立入検査時における不適正率	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	%
	式・定義	不適正件数/検査件数×100	取組目標値					
			実績値	0.4	0.1	0.2		
			達成率	-	-	-	-	%
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	11,089	30,208
うち一般財源 (千円)	5,190	25,204

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

不適正率は、水道メーター立入検査が0.3%、燃料油メーター立入検査及びガスメーター立入検査が0%、並びに食料品製造業・流通業立入検査が3.3%と、全体では0.2%となり、前年度の0.1%に比べて悪化し、目標を達成することはできなかった。引き続き、不適正率0%を目標値とする。（立入検査は年次計画により実施している）

6. 成果があったこと（改善されたこと）

燃料油メーター立入検査は、平成25年度以降0%が続いており、ガスメーター立入検査は、前年度が0.2%だったものが平成29年度は0%となった。
不適正な計量器が使われることがなくなり、事業所を利用する人にとって安心して取引を行うことができる。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

立入検査の結果、水道メーターの有効期限が満了した計量器が取引に使用されたり、食料品製造業・流通業において量目不足の不適正率が高いことが判明した。
また、検定・検査に使用する基準器等の老朽化が著しく、検定・検査に支障が出てしまう恐れがある。
※量目不足とは？
店頭で販売されている食料品などについて、表示されている数量よりも実際の量が少ないこと

②困っている状況が発生している「原因」

事業者の法令遵守、適正計量に対する認識が十分でないため、期限切れの計量器を使用したり、食品の量目不足が発生している。
検定・検査用基準器等については、計画的に更新を行わなかったため、大部分が老朽化してしまった。

③原因を解消するための「課題」

事業者においては、計量は経済活動の根幹であることを認識するとともに、県民に対して適正な計量結果を提供する責任を自覚し、適正な計量管理が行われることが重要であり、計量器を使用する事業者に対して、指導の徹底を図ることが必要である。
併せて、適正な検定・検査を維持していくため、基準器等の更新計画を策定する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

計量法に基づく計量器の検定・検査を厳格に行うことによって適正な計量器を供給し、計量器を使用する事業者に対しては、適正計量の意識の醸成を図られるよう、指導を行っていく。
申請のあった計量器について速やかに検定・検査を実施するためには、計量検定検査用機器等更新計画に基づいて老朽化した基準器等を更新することにより、検定・検査を行えないような状況が発生しないようにしていく。